

前計画と改定計画の施策比較表(案)

| 旧住宅マスタープラン（平成24年～平成33年） | | | | 新住宅マスタープラン（令和4年～令和13年） | | | | 変更理由 |
|---|---|---|-----|---------------------------|---|---|-------------------------------|--|
| 基本目標 1 生涯を通じて安心して暮らせる住環境づくり | | | | | | | | |
| 1 高齢者世帯や障がい者世帯が安心して暮らすことのできる住環境の形成 | | | | | | | | |
| （1）高齢者世帯や障がい者世帯の住宅の確保 | | | | | | | | |
| | 1 | 1 | (1) | 高齢者・障がい者向け住宅の確保 | 1 | 1 | (3) ① 高齢者・障がい者向け住宅の確保 | |
| | 1 | 1 | (1) | 高齢者住宅の適正な管理・運営 | 1 | 1 | (3) ② 高齢者住宅の適正な管理・運営 | |
| | 1 | 1 | (1) | 障がい者グループホーム・ケアホームの整備 | 1 | 1 | (3) ⑧ 障がい者グループホームの整備 | 福祉総合計画の内容と整合を図った。それに伴いタイトルから「ケアホーム」を削除。 |
| （2）高齢者世帯や障がい者世帯への居住支援 | | | | | | | | |
| | 1 | 1 | (2) | 高齢者などの居住支援に係る各種制度の周知 | 1 | 1 | (4) ① 高齢者や障がい者の居住支援に係る各種制度の周知 | |
| | 1 | 1 | (2) | あんしん居住制度の周知 | 1 | 1 | (4) ② あんしん居住制度の周知 | |
| | 1 | 1 | (2) | 高齢者の見守り・支援の協力体制の構築 | 1 | 1 | (4) ③ 高齢者の見守り・支援の協力体制の構築 | |
| | 1 | 1 | (2) | 住宅改修相談事業の充実 | 1 | 1 | (3) ③ 住宅改修相談事業の充実 | |
| | 1 | 1 | (2) | 家賃債務保証制度の利用促進 | 1 | 1 | (2) ① 家賃債務保証制度等の利用促進 | |
| | 1 | 1 | (2) | 民間賃貸住宅の情報提供 | 1 | 3 | (3) 「② 居住支援に係る相談体制の構築」へ統合 | 民間賃貸住宅への居住支援を含めた、居住支援の取組みを統合した。 |
| | 1 | 1 | (2) | 公的保証人制度の導入 | | | 削除 | 東京都区市町村住宅助成（融資）制度の概要を確認すると、公的保証人制度を実施している自治体は26市中3市のみとなっていること、民間の保証人制度が充実し、公的機関が制度を導入する意義が薄れてきたため削除した。 |
| | 1 | 1 | (2) | サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知 | 1 | 1 | (3) ⑤ 追加：高齢者の新たな住まいと住まい方の検討 | 福祉総合計画の内容と整合を図った。サ高住も含めた高齢者の新たな住まいを検討するとしている。 |
| 2 子育て世帯が魅力を感じる住環境の形成 | | | | | | | | |
| （1）子育て世帯向け住宅の充実 | | | | | | | | |
| | 1 | 2 | (1) | マイホーム借上げ制度の利用促進 | 1 | 1 | (1) ① マイホーム借上げ制度の利用促進 | |
| | 1 | 2 | (1) | 民間賃貸住宅の情報提供（再掲） | 1 | 3 | (3) 「② 居住支援に係る相談体制の構築」へ統合 | 民間賃貸住宅への居住支援を含めた、居住支援の取組みを統合した。 |
| | 1 | 2 | (1) | 大規模共同住宅における子育て支援施設設置基準の導入 | | | 削除 | 子育て世帯を対象とした施策として、「1-1-2-②都市開発諸制度を活用した子育て支援施設の整備促進」や、「1-1-(5)-①公的住宅における近居・同居の促進」などに変更して対応していく。 |
| （2）子育て世帯の居住の促進 | | | | | | | | |
| | 1 | 2 | (2) | 市営住宅における子育て世帯の入居収入基準の緩和 | 1 | 1 | (5) ① 新規：公的住宅における近居・同居の促進 | 子育て世帯の入居収入基準の緩和はH30に実施済みであるため記載を削除した。新計画の施策では公的住宅における支援策を中心に記載している。 |
| | 1 | 2 | (2) | 家賃債務保証制度の利用促進（再掲） | 1 | 1 | (2) ① 家賃債務保証制度等の利用促進 | |
| 基本目標 2 豊かな緑に包まれ、心地よく暮らせる住環境づくり | | | | | | | | |
| 1 緑豊かな住環境の形成 | | | | | | | | |
| （1）緑・水辺環境の保全 | | | | | | | | |
| | 2 | 1 | (1) | 生け垣造成助成の継続 | 2 | 4 | (3) ① 生け垣造成助成の継続 | |
| | 2 | 1 | (1) | 雨水浸透ます設置助成の継続 | 2 | 4 | (3) ② 雨水浸透ます設置助成の継続 | |
| | 2 | 1 | (1) | 雨水貯留施設設置費補助金の継続 | 2 | 4 | (3) ③ 雨水貯留施設設置費補助金の継続 | |

| 基本目標 4 皆で支え合い協力して築く住環境づくり | | | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|--------------------------------|---|
| 1 地域コミュニティの形成 | | | | | | | |
| (1) 地域コミュニティの形成支援に向けた取り組み | | | | | | | |
| | 4 | 1 | (1) 住民主体の地域づくり活動に対する支援や情報提供 | 2 | 2 | (2) ① 住民主体の地域づくり活動に対する支援や情報提供 | |
| | 4 | 1 | (1) 高齢者の見守り・支援の協力体制の構築(再掲) | 2 | 2 | (2) ② 高齢者の見守り・支援の協力体制の構築(再掲) | |
| | 4 | 1 | (1) コーポラティブ住宅の事例の紹介 | 1 | 3 | (3) 「② 居住支援に係る相談体制の構築」へ統合 | 民間賃貸住宅への居住支援を含めた、居住支援の取組みを統合した。 |
| | 4 | 1 | (1) 町会・自治会への加入の促進 | 2 | 2 | (2) ③ 町会・自治会への加入の促進 | |
| | 4 | 1 | (1) 町会・自治会との連携の強化 | 2 | 2 | (2) ④ 町会・自治会との連携の強化 | |
| 2 相談体制の充実 | | | | | | | |
| (1) 住宅に関する総合的な相談窓口の整備に関する取り組み | | | | | | | |
| | 4 | 2 | (1) 東京都・宅地建物取引業者等との協力体制の構築 | 1 | 2 | (2) ② 空家等に関する相談機会の充実 | |
| | 4 | 2 | (1) 住宅・住環境に関する総合的な相談窓口の設置 | 1 | 2 | (2) 「② 追加：空家等に関する相談機会の充実」へ統合 | 「空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定」が締結されたため、協定に基づく取組みを記載した。 |
| | 4 | 2 | (1) 専門家の紹介・派遣制度の確立 | 1 | 2 | (2) 「② 追加：空家等に関する相談機会の充実」へ統合 | 空き家に関する取組みが中心であるため、空家等の相談体制、情報提供の取組みとして統合した。 |
| | 4 | 2 | (1) 住宅の維持・管理に関する助成・融資制度の紹介 | 1 | 2 | (2) 「② 追加：空家等に関する相談機会の充実」へ統合 | |
| | 4 | 2 | (1) 高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯等の民間賃貸住宅の円滑な入居に係る相談・情報提供窓口の設置 | 1 | 2 | (3) ① 新規：居住支援に係る関係団体等との連携体制の構築 | 住宅確保要配慮者に対する支援は、市だけでなく事業者、居住支援団体の連携により進めていくことを示すように内容を修正した。 |

| 凡例 |
|----------------------|
| 施策タイトル及び内容を変更・修正したもの |
| 複数の施策を統合し1つにしたもの |
| 旧計画に記載されていた施策を削除したもの |

削除する事業一覧（案）

| 旧住宅マスタープラン（平成24年～平成33年） | | 削除理由 |
|---------------------------|--|--|
| 公的保証人制度の導入 | 高齢者や障がいのある方の居住の安定化を図るため、賃貸住宅の賃貸契約を行う際に、公的機関などが保証人となる「公的保証人制度」の導入を目指します。 | 東京都区市町村住宅助成（融資）制度の概要を確認すると、公的保証人制度を実施している自治体は26市中3市のみとなっていることと、民間の保証人制度が充実し、公的機関が制度を導入する意義が薄れてきたため削除した。 |
| 大規模共同住宅における子育て支援施設設置基準の導入 | 子育て世帯が生活しやすい環境づくりを進めるため、大規模共同住宅を対象に子育てを支援する施設の設置基準について、その導入を検討します。 | 子育て世帯を対象とした施策として、「1-1-2-②都市開発諸制度を活用した子育て支援施設の整備促進」や、「1-1-(5)-①公的住宅における近居・同居の促進」などに変更して対応していく。 |
| 防犯設備の設置に向けた支援体制づくり | 一定規模以上の開発事業等に対し、犯罪の防止に配慮した計画、設備等について、警察署の意見を求める仕組みを検討します。 | 犯罪の防止に配慮した計画、設備等の設置は、開発事業者の意向によるため削除した。 |
| 住宅増改築資金融資あっせん制度の継続 | 自己居住の家屋の増改築や太陽光発電施設の設置を行う場合を対象に、資金の一部を低利で融資あっせんする制度を引き続き継続します。 | 平成24年に申請された方を最後に制度の利用実績がないため、助成の在り方を検討し削除とした。なお、各目的別に施策を設け、増改築への支援としては「1-3-(1)-② リフォームに係る情報提供の実施」や、「1-1-(3)-⑥ 高齢者・障がい者が暮らしやすい住宅への改修支援」など、発電設備等の設置については、「1-3-(1)-⑤ 住宅用新エネルギー機器等普及促進助成制度の継続」を実施していく。 |
| 住宅リフォーム助成の創設 | 住宅の維持管理に向けた増改築や耐震化、バリアフリー化といったリフォームを容易に実施できるよう、住宅のリフォームを行った際に、費用の一部を助成する制度の創設を目指します。 | 「2-3-(1)-① 木造住宅の耐震化の促進」や「小金井市高齢者自立支援住宅改修給付事業」（「1-1-(3)-⑥ 追加：高齢者・障がい者が暮らしやすい住宅への改修支援」記載）などの目的別の助成制度が創設されているため、削除した。 |
| 空き家実態調査の実施 | 空き家については、有効活用の可能性を探るため「空き家ストック実態調査の実施」を検討します。 | 空き家実態調査はH29に実施済みであるため記載を削除した。今後は「2-4-(1) 空家等の適切な維持・管理の推進」「2-4-(2) 空家等の活用に向けた取り組みの支援」に位置付けた各施策を実施していく。 |